

速度計不良の車両による速度オーバーは脱線・転覆の恐れはないのか??

昨年、飯田線119系車両に於いて、速度計が体感速度より低く感じた運転士がおかしいと感じ指令に報告し、重大事故を未然に防ぐとともに、調査の結果実際より十数キロ低く表示されていた速度計不良の誤表示が判明した。

もし運転士が速度計不良に気付かず、速度計の表示通りに運転していたらと、考えると背筋が寒くなる事象であると言える。

なぜなら会社は速度オーバーは脱線・転覆の恐れがあり重大な事故とし、運転士のミス・責任であるとし、制裁として乗務停止と長期日勤の厳しい処分を科してたのである。

これまでの会社主張から今回の速度計不良による速度オーバーによる脱線・転覆の恐れはないのか！

運転士は速度計を信用し安全・定時運転を守っているのである。この様な速度計不良があっては、安全・安定輸送は守ることは出来ない。

JR東海労は直ちに重大な安全問題であるとし、1月28日、申20号にて会社の責任と原因説明を要求

東海旅客鉄道株式会社
東海鉄道事業本部
本部長 中村 満 殿

J R 東海 労名 古屋 地方 本部
執行委員長 丹 羽 成 生

速度計の誤表示について

昨年より飯田線119系において車両の速度計誤表示が頻発している事が明らかになった。

車両の速度計が実際より十数キロ低く表示され、おかしいと感じた運転士は指令に報告したことから発覚した。その後の会社の調査から速度計の不良が確認された。と聞く。

これまで会社は、速度オーバーは脱線・転覆の恐れがあり重大な違反であるとし、速度オーバーは全て運転士のミスと決めつけ、乗務停止と厳しい処分を科してきた。一方で会社は安全軽視とも言える制限速度誤表記を繰り返して来た経緯がある。

また今回の事象は明かに車両の不具合による事が明らかになり、これまでの速度オーバーが全て運転士のミス・責任とは断言出来ない事にもなる。

下記の通り申し入れるので早急に業務委員会を開催すること。

記

1. 今回の速度計誤表示、これまでの制限誤表示はJRを利用して頂いている多くのお客様に対し、不安・心配を与えかねない重大な安全問題であると考えているが会社の見解を明らかにすること。
2. 今回、会社が行った調査の内容・方法、その結果と原因、施した対策を明らかにすること。
3. 運転士は速度計を全面的に信用している。直ちに全運輸区・全運転士に周知徹底をし注意を喚起するべきであるが、なぜ伝えなかったのか明らかにすること。
4. これまで速度違反を理由にした乗務停止と他職への配転に対し謝罪と元職場への復帰をすること。
5. 速度計の故障に気づき安全運転を行った運転士を表彰すること。

以上